

(趣旨)

第1条 平和を考える市民の集い実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う郡山市核兵器廃絶都市宣言に基づく啓発事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るための実行委員会に対する負担金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(対象経費及び額)

第3条 負担金の交付対象は、報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費その他の事業の運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 実行委員会は、事業が完了したときは、当該完了した日から10日以内に規則第14条に規定する事業の実績報告書（次項において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 実行委員会は、実績報告書を事業の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金

の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により実行委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行し、平成22年度以降の年度分の負担金について適用する。